

鳥取県告示第264号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成21年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市的場、西大路、河原町高福、河原町釜口、河原町三谷、用瀬町美成、福部町左近、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、気高町日光、気高町重高、青谷町河原及び青谷町山根の各一部	平成22年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市関金町明高、関金町小泉、関金町米富、鴨川町、福守町、西倉吉町、丸山町、余戸谷町、河原町及び鍛冶町の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町浦富及び牧谷の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字諸鹿、大字広留、大字大炊及び大字岸野の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字大背の一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、延命寺、篠波、福井、見槻中、隼郡家、船岡、奥野及び佐崎の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字大瀬、大字東小鹿、大字三徳、大字小河内、大字西小鹿及び大字西尾の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字藤津、大字方地、大字埴見、大字北福及び大字長和田の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字八橋、大字笠見、大字田越、大字倉坂、大字大杉及び大字福永の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町松河原、下市、岡、上市、住吉、神原、中高、野田、平木及び塩津の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町大木屋、八金、倭、寺内、三崎及び天萬の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町宇代の一部	〃
日南町	日野郡日南町三栄、下阿毘縁、花口、新屋、宮内及び生山の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃